PARTNERSHIP SAKAKI 21

パートナーシップ さかき21

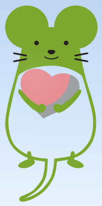

第３次坂城町男女共同参画計画

〜 すべての女(ひと)と男(ひと)が輝くまち 〜

坂　城　町

～ すべての女（ひと）と男（ひと）が輝くまち ～

急速な人口減少社会の進展や少子高齢化、人工知能（ＡＩ）などの技術進歩、グローバル化、頻発する自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行など、社会情勢は大きく変化しているなか、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、責任を共に担う社会づくりが重要となっています。

本町では、これまでの取組により、女性委員のいる審議会の割合が増加するなど、女性の活躍は様々な分野で徐々に進み、男女共同参画の意識は浸透しつつあります。

一方、男女共同参画という言葉は理解されているものの、現実的には性別による格差や不平等感はいまだに存在しており、家庭、地域、職場などあらゆる場所で、それぞれの立場から、男女共同参画の実現に向けた取組を進める必要があります。

令和３年度は「坂城町第６次長期総合計画 ～輝く未来を奏でるまち～」の初年度にあたり、ＳＤＧｓの目標達成に向けてすべての人が手を取り合い、輝き続ける持続可能なまちづくりに向けたスタートの年であります。

本計画は、坂城町長期総合計画との整合性を図るとともに、その個別計画として位置づけ、男女共同参画社会に向けて総合的かつ計画的に各種施策を推進してまいりますので、皆様の積極的な参画とご理解・ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました第３次坂城町男女共同参画計画策定懇話会の皆様、意識調査等にご協力いただきました町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和３年３月

坂城町長　山　村　　弘

目　　　次

第１章　　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

２．計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

３．計画の性格と位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

４．計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

５．ＳＤＧｓについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第２章　　町の現状と課題の検証

１．坂城町の人口動態にみる根幹的課題　・・・・・・・・・・・・・・　６

２．町民意識調査の動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

３．第２次計画の検証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

４．課題解決のための計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

第３章　　取組の方針・目標・施策の展開

取組の方針１：あらゆる分野における女性の参画拡大、性別による偏りの解消

基本目標 1-1　家庭での男女共同参画　・・・・・・・・・・・・・・・　１６

基本目標 1-2　働く場での男女共同参画　・・・・・・・・・・・・・・　１７

基本目標 1-3　地域での男女共同参画　・・・・・・・・・・・・・・・　１９

取組の方針２：安全・安心な暮らしの実現

基本目標 2-1　女性に対するあらゆる暴力の根絶　・・・・・・・・・・　２０

基本目標 2-2　母性の保護と生涯を通じた女性の健康支援　・・・・・　２１

基本目標 2-3　安心して暮らせる環境づくり　・・・・・・・・・・・・　２１

取組の方針３：人権尊重と安心を基調とする男女共同参画の環境づくり

基本目標 3-1　男女双方の意識改革・理解の促進　・・・・・・・・・・　２４

基本目標 3-2　男女共同参画の視点に立った地域社会の創出　・・・・　２５

第４章　　計画推進のために

１．町民、企業、地域との協働　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

２．団体への支援と活動の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

３．男女共同参画センターの活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

４．庁内推進の体制と積極的な取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

５．関係機関との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

参考資料

第３次坂城町男女共同参画計画策定懇話会　委員名簿　・・・・・・・　２７

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国の最重要課題と位置付けられ、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

本町では、「男女共同参画社会基本法」が公布されたことを受け、平成 13 年に「パートナーシップさかき 21・第 1 次男女共同参画計画」を、平成 23 年には「パートナーシップさかき 21・第 2 次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてきましたが、今年度が計画の最終年度にあたり、人口の減少やデジタル化の進展、ジェンダー平等、多様性の広がりなど社会情勢の変化や関連法令、国・県の動向を踏まえ、引き続き男女が対等な社会の一員として、個性に応じた様々な生き方や働き方ができ、誰もが生き生きと暮らせる真の男女共同参画社会の実現を推進するため、「パートナーシップさかき 21・坂城町第 3 次男女共同参画計画」を策定するものです。

２．計画策定の背景

Ⅰ．世界の動き

昭和 50 年（1975 年)、国連が「国際婦人年」を提唱、初の世界女性会議で「世界行動計画」を採択して以来、平成 7 年（1995 年）の北京会議に至るまで 4 回の世界会議が開催され、「女性の権利は人権である」とうたわれた「北京宣言」と各国の行動計画策定を求めた「北京行動綱領」が採択されました。平成 12 年（2000 年）には、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、北京宣言と行動綱領のさらなる実施に向けた「成果文書」と「政治宣言」が採択され、男女共同参画の推進は国際的な大きな流れとなりました。

平成 27 年 9 月に、国連で「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ)」が採択され、誰一人取り残さない社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

世界経済フォーラムが公表した世界各国の男女格差を表した「ジェンダー・ギャップ指数 2020」では、日本の順位は 153 か国中 121 位で過去最低となり、依然として男女格差は大きな課題となっています。

Ⅱ．日本の動き

国内では、昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」を策定、「男女雇用機会均等法」など国内法の整備を進め、昭和 60 年（1985 年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約)」を批准しました。平成 8 年（1996 年）には「男女共同参画 2000 年プラン」を策定、平成 11 年（1999 年）に制定された「男女共同参画社会基本法」を受けて翌平成 12 年（2000 年）には「男女共同参画基本計画」が策定されました。基本計画は、平成 17 年（2005 年）に 2 次、平成 22 年（2010 年）に 3 次、平成 27 年（2015 年）に 4 次計画が策定されました。また、平成 27 年には「女性活躍推進法」が制定され、官民一体となった女性の社会進出に向けた取組が促進されました。令和 2 年 12 月には第 5 次男女共同参画基本計画が決定されました。

Ⅲ．長野県の動き

県では、昭和 55 年（1980 年）の「長野県婦人行動計画」を策定し、女性の地位と福祉の向上に向け取組がされてきました。平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画基本法」が公布されたことをうけ、平成 13 年（2001 年）に「長野県男女共同参画計画（パートナーシップながの 21)」が策定されました。平成 14 年（2002 年）には「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定され、男女共同参画社会づくりに関する施策の基本となる事項が定められました。令和 3 年度（2021 年度）からは、計画

全体のコンセプトを「働き方・くらし方を変えて、誰もが自分らしく生きられる社会をつくろう」とした第５次計画のもと、男女共同参画のいっそうの推進に向けた取組がなされます。

Ⅳ．坂城町の動き

本町では、女性の地位向上や男女共同参画社会の実現に向け、平成７年（1995 年）に同年から平成 16 年（2004 年）を計画期間とする「さかき女性プラン」を策定しました。その後、社会経済情勢の急速な変化や女性を取り巻く様々な課題に対応するため、21 世紀の初頭にあたる平成 13 年度(2001年度）には、平成 22 年度（2010 年度）までの 10 年間を計画期間とする「パートナーシップさかき21（第１次坂城町男女共同参画計画）」を、平成 23 年度（2011 年度）には令和２年度（2020 年度）までを計画期間とする「パートナーシップさかき 21（第２次坂城町男女共同参画計画）」を策定し、男女共同参画社会の形成を推進するための諸施策を展開してきました。

３．計画の性格と位置づけ

Ⅰ．この計画は、町民と企業、行政が一体となって体系的かつ総合的に男女共同参画社会の形成を推進するための基本方針です。

Ⅱ．この計画は、令和３年度を初年度とする国の「第５次男女共同参画基本計画」、県の「第５次長野県男女共同参画計画」及び輝く未来を奏でるまちの実現に向けた「坂城町第６次長期総合計画」における「すべての人がともにつくるまち」に掲げる「男女共同参画のまちづくり」との整合を図りながら、具体的な施策推進を図るための計画です。

Ⅲ．この計画は、令和２年度を計画の最終年度とする「パートナーシップさかき 21（第２次坂城町男女共同参画計画）」を継承する計画です。

４．計画の期間

この計画は、令和３年度から令和 12 年度（2021 年度から 2030 年度）までの 10 年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じ見直しを行います。

５．ＳＤＧｓについて

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）は、平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲載された、令和 12 年（2030 年）を達成年限とした国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

ＳＤＧｓは我が国でも積極的に取組まれており、本町でも「第６次長期総合計画」をはじめ、各種計画や施策、事業等において取組を推進しています。

第２章　町の現状と課題の検証

１．坂城町の人口動態にみる根幹的課題

坂城町の人口は、平成13年の 16,945 人をピークに減少しており、65 歳以上の高齢者の割合を示す高齢化率も令和２年現在 36.0%で、平成 22 年（10年前）比で 7.1%の増加、平成 12 年（20年前）比では 14.7%の増加と加速度的な伸びを示しています。一方、0 歳から14歳の年少人口と15歳から64歳の生産年齢人口はともに減少（表１）しており、当町においても少子高齢化と人口減少は大きな課題となっています。

○表1：年層別人口の推移（各年10月１日現在）　　単位：人・%

年　次	昭和 60 年		平成 2 年		平成 12 年		平成 22 年		令和 2 年	
区　分	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総人口	16,918	100.0	16,632	100.0	16,830	100.0	15,730	100.0	14,110	100.0
０～14歳	3,680	21.8	2,986	18.0	2,436	14.5	2,029	12.9	1,565	11.1
15～64歳	11,067	65.4	11,059	66.5	10,803	64.2	9,150	58.2	7,465	52.9
65歳以上	2,171	12.8	2,587	15.5	3,591	21.3	4,551	28.9	5,080	36.0

（資料：国勢調査、令和２年度は毎月人口移動調査に基づく４月１日現在推計人口）

また、令和２年４月１日現在の５歳ごとの人口（グラフ１）をみると、70～74 歳・75～79 歳の割合が高く、概ね若年層になるほど人口が減少していく傾向にあり、５年後、10年後にはさらに高齢化の進行や生産年齢人口（労働力）の減少が顕著になることが想定される状況です。

○グラフ1：5歳階級人口（令和2年4月1日現在）

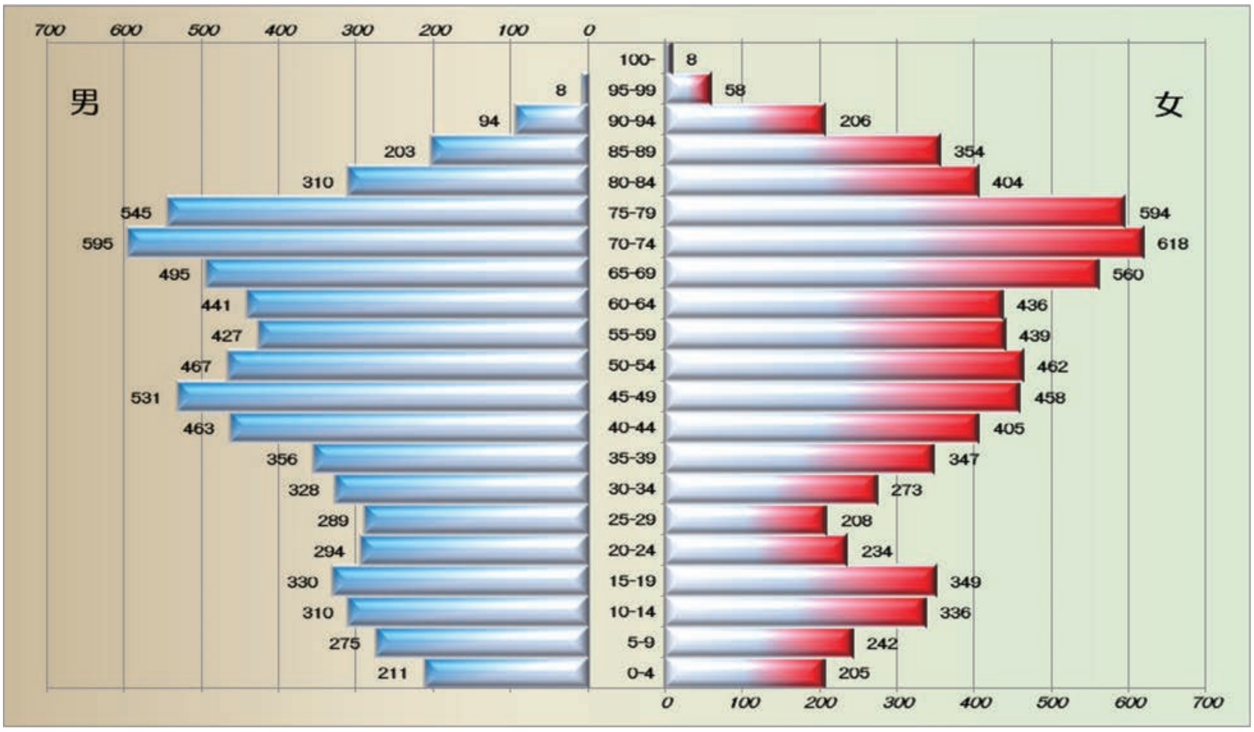

（毎月人口移動調査に基づく推計人口）

これら人口の動きや年齢構成の将来的な状況を想定すると、社会や経済を中心となる担い手不足がたいへん懸念されます。これらの状況に対応するためには、女性が自らの意思であらゆる分野に参画する機会が確保され、男女が対等な立場で責任ある社会の重要な担い手となる「男女共同参画社会の実現」が必要不可欠であり、最も重要な課題であると位置づけられます。

２．町民意識調査の動向

パートナーシップさかき 21（坂城町男女共同参画計画）の計画期間終了に伴ない、第３次計画策定のための基礎資料を得るため、第２次計画策定時（平成 22 年度調査）と第２次計画の終了時（令和２年度）との男女共同参画社会に関する町民意識の変化を調査しました。

(1)調査の概要

項　　目	令和２年度調査	（比較）平成２２年度調査
調査票名	男女共同参画社会に向けての町民意識調査	
調査地域	坂城町全域	
調査対象	満２０歳以上の男女個人	
抽出方法	選挙人名簿から無作為抽出	
対象人数	５５０人	５５０人
有効回収数	３０２人	２７０人
回収率	５４．９％	４９．１％
調査方法	文書によるアンケート調査形式、郵送回答	
調査時期	R2.10.29 ～ R2.11.20	H22.9.1 ～ H22.9.24

(2)回収結果

《男女別》

	回収数	構成比	回収率
女	171	56.62%	60.21%
男	131	43.38%	49.25%
計	302	100.00%	54.91%

《年代別》

	回収数（回収率）			構成比	年代別回収率
	女	男	計		
20 代	14　(42.42%)	8　(29.63%)	22	7.29%	36.67%
30 代	21　(50.00%)	8　(22.22%)	29	9.60%	37.18%
40 代	34　(54.84%)	18　(40.91%)	52	17.22%	49.06%
50 代	33　(64.71%)	29　(51.79%)	62	20.53%	57.94%
60 代	34　(69.39%)	28　(63.64%)	62	20.53%	66.67%
70 歳以上	35　(74.47%)	40　(67.80%)	75	24.83%	70.75%
計	171　(60.21%)	131　(49.25%)	302	100.00%	54.91%

◎回答結果による課題の検証

●総括的課題：回答者の属性から

① 普段の生活では「勤め人（常勤）」の割合が前回調査より 8%増加しています。10 年前の調査では、女性 40.3%、男性 59.7%の割合でしたが、女性 45.5%、男性 54.5%となり女性が 5%増加しました。また、既婚者を対象に尋ねた夫婦の職業の状況では、「ともに職業を持つ家庭」が 18.9%増加し、既婚者全体の 5 割を超えています。この傾向は、女性の社会参加が進展してきたと考えられ、ライフスタイルの変化にも影響していくものと考えられます。

② 子育て世代にあたる30代・40代女性をみると、20 代・50 代の女性と同等に常勤の勤め人の割合があり、パート・アルバイトの割合も増加しています（表２）。これは、育児により仕事を休んでいた人の復職や再雇用などが一因と考えられます。

〇表2：普段の生活（女性） （資料：令和 2 年町民意識調査）

回　　答	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70歳以上	合計
自営業（商工・サービス業・自由業）	0.0%	4.8%	5.9%	15.1%	2.9%	5.7%	6.5%
自営業（農・林・漁業）	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	5.9%	11.4%	4.1%
勤め人（常勤）	42.9%	38.1%	44.2%	45.4%	2.9%	0.0%	26.3%
フルタイムパート	0.0%	0.0%	2.9%	6.1%	5.9%	0.0%	2.9%
パート・アルバイト	14.2%	38.1%	41.2%	21.2%	32.4%	5.7%	25.7%
専業主婦・主夫	0.0%	19.0%	2.9%	6.1%	47.1%	68.6%	27.5%
無職（学生含む）	42.9%	0.0%	0.0%	6.1%	2.9%	8.6%	7.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

③ 既婚・未婚の状況については、総体的には大きな変化はないといえますが、未婚者の増加傾向がみられ（グラフ２）、世帯構成では一世代や二世代の家庭の増加がみられるなど、家族への帰属意識や人間関係の希薄化が懸念されます。

〇グラフ2：生涯未婚率の推移 （資料：総務省国政調査）

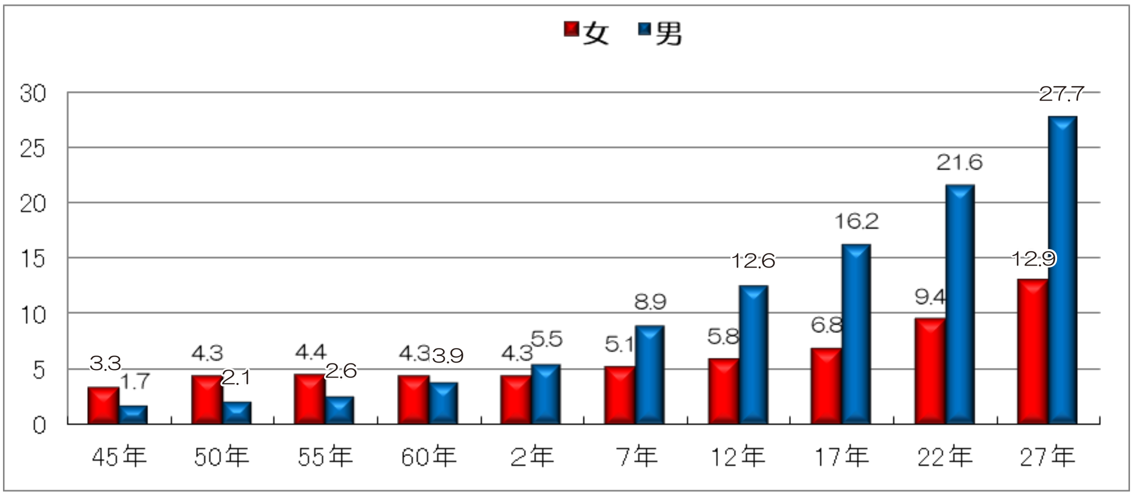

※生涯未婚率は各年次の 50 歳時の未婚率（45 歳～49 歳と 50 歳～54 歳の未婚率の平均値）

●課題①：言葉の認知度（問１・問２）

『男女共同参画社会』『ジェンダー』という言葉の認知度については、各年代において前回調査時よりも高まっており、特に若い年代の認知度が高まっています（グラフ３）。

坂城町に「男女共同参画計画」があることの認知度は 4 割程度にとどまっており、各年代への周知を図ることが課題です。

〇グラフ３ ：『男女共同参画社会』『ジェンダー』という言葉の認知度

（資料：令和 2 年町民意識調査）

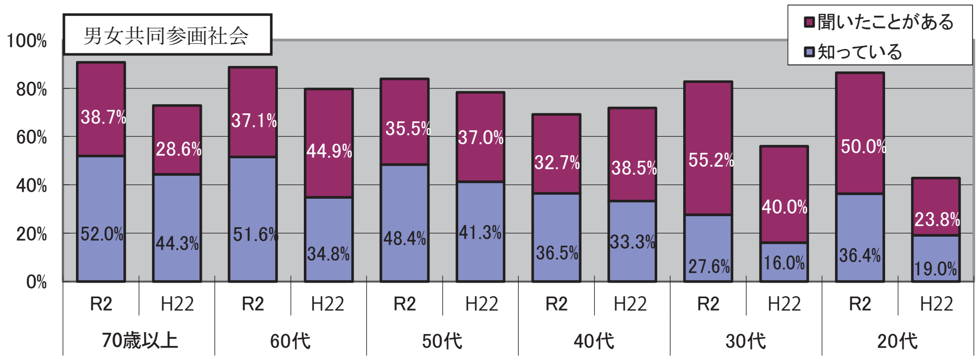

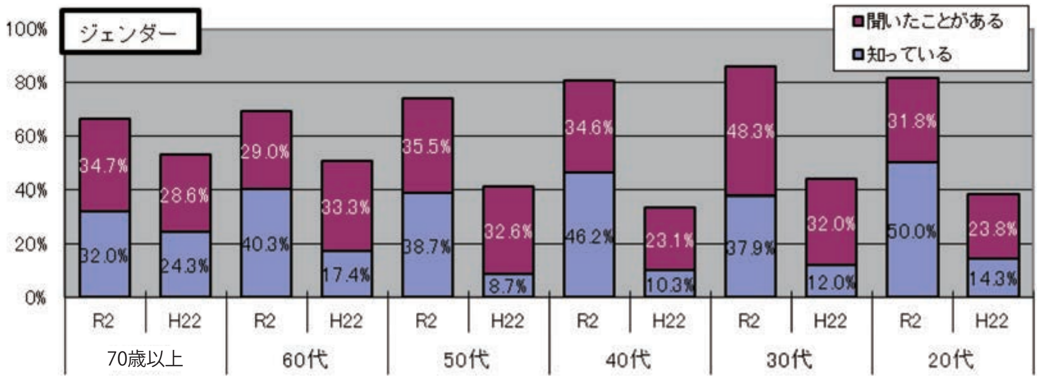

●課題②：男女の平等感（問３・問４）

社会全体と分野別で男女の平等感について尋ねた設問では、「学校教育の場」を除いては依然として「男性優遇」感（グラフ４）が根強く残っている状況です。

〇グラフ4：男女の平等感

（資料：令和 2 年町民意識調査）

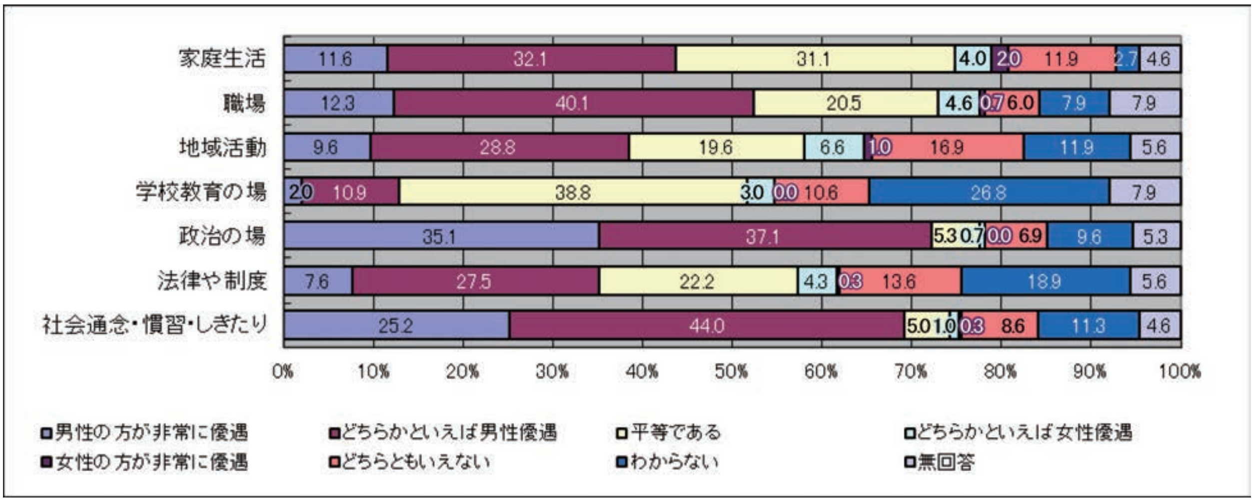

●課題③：性別役割分担意識（問５・問６）

「男は仕事、女は家庭」の考え方は前回調査と大きな変化はありませんが、否定的な考えが肯定的な考えを上回っています。特に20代では否定的な考えが強く（グラフ５）、こうした考え方を全年代に広げることが課題です。

○グラフ5:「男は仕事、女は家庭」の考え方 （資料：令和２年町民意識調査）

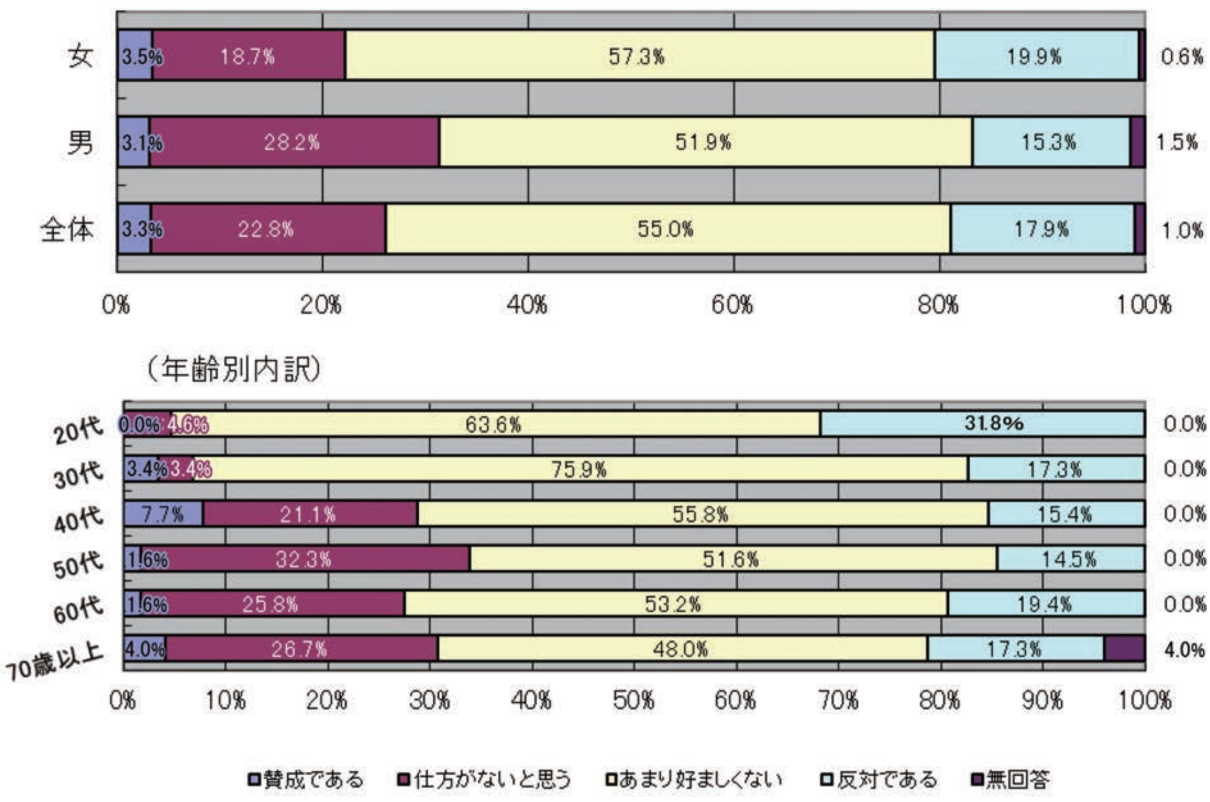

●課題④：女性の職業について（問８・問９）

「子どもができるまで」など限定的な場合を含め、「職業を持つ方がよい」とするのが約87％にのぼり（表３）就業意欲の高さがわかります。

○表3:女性の職業について （資料：令和２年町民意識調査）

回答	全体	男	女
職業を持つ方がよい	65.6%	65.7%	65.5%
職業を持たない方がよい	0.0%	0.0%	0.0%
結婚するまでは、職業を持つ方がよい	1.6%	1.5%	1.8%
子どもができるまでは、職業を持つ方がよい	3.3%	4.6%	2.3%
子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい	16.2%	18.3%	14.6%
その他	6.0%	1.5%	9.4%
わからない	3.0%	3.1%	2.9%
無回答	4.3%	5.3%	3.5%
総数	100.0%	100.0%	100.0%

一方、職業を持ち続ける障害としては「育児休業制度、給料が安いこと、勤続年数・能力等に応じた処遇」が上位（表４）となっており、これらの条件整備が課題となっています。

〇表4：女性が職業を持ち続けるのに障害となっていること（上位3項目）（資料：令和２年町民意識調査）

回答	全体	女	男
育児休業制度など就労を継続しやすい制度が整っていないこと。	22.5%	22.2%	22.8%
給料が安いこと	11.8%	13.2%	10.0%
勤務年数・能力に応じて女性と男性が同等に処遇されないこと	10.4%	9.5%	11.6%

●課題⑤：社会生活と家庭生活のバランス（問１０）

「バランスがとれている」が増加し約 3 割となっているが、「家庭生活」「社会生活」のいずれかに偏っているという人が５割を超えており（グラフ６）、ワーク･ライフ･バランスの実現が課題となっています。

〇グラフ6：社会生活（ワーク）と家庭生活（ライフ）のバランス（資料：令和２年町民意識調査）

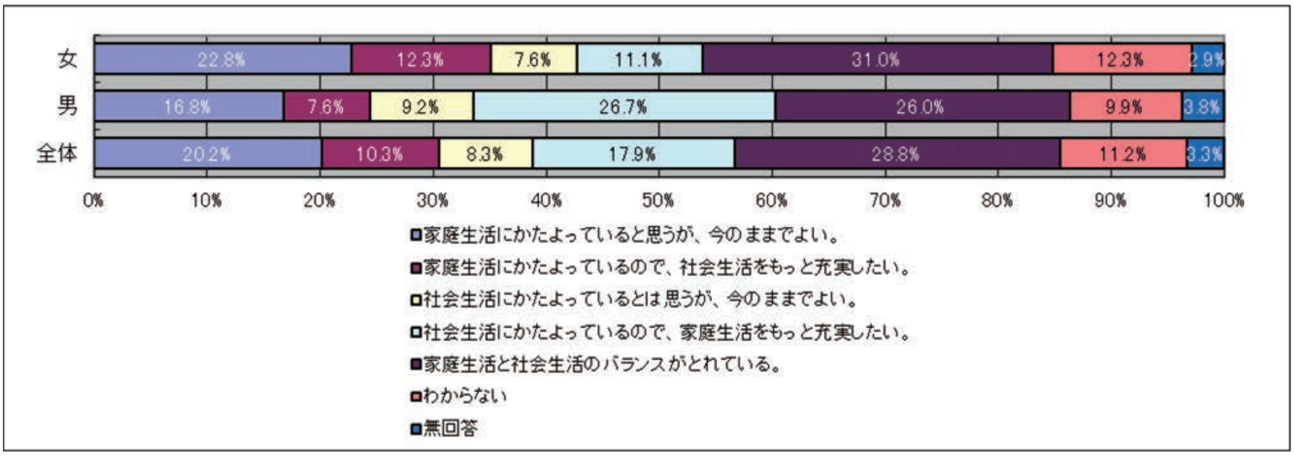

●課題⑥：介護の考え方と役割分担（問１１～問１３）

介護に対しては、何らかの形で社会の支援を必要とする人が 96%を超えており（グラフ７）、家族だけでは負担が重い実情がわかります。

家庭内の分担では「男女共同で」という考えが 85%を超えており（グラフ８）、特に女性では約９割の人が回答しており、相互の介護に関わるための支援が課題です。

「自分が介護を誰にしてもらいたいか」では、家族以外とした人も 45%を占めており、家族への帰属意識の変化や単身世帯の増加などの原因が考えられます。また、「配偶者」とした人の割合が男女で大きく異なっていることも特徴的な傾向です（グラフ９）。

〇グラフ７：高齢者の介護に対する社会の支援　（資料：令和２年町民意識調査）

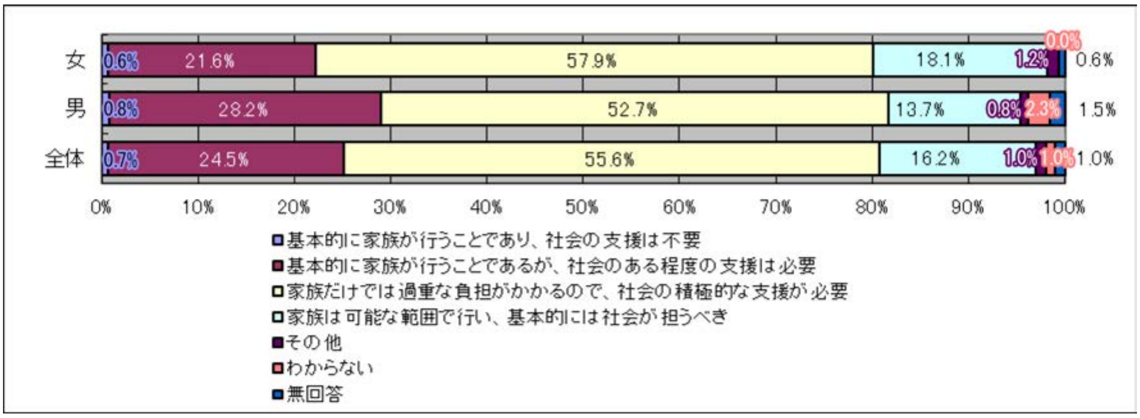

〇グラフ８：家庭内での介護の役割分担　（資料：令和２年町民意識調査）

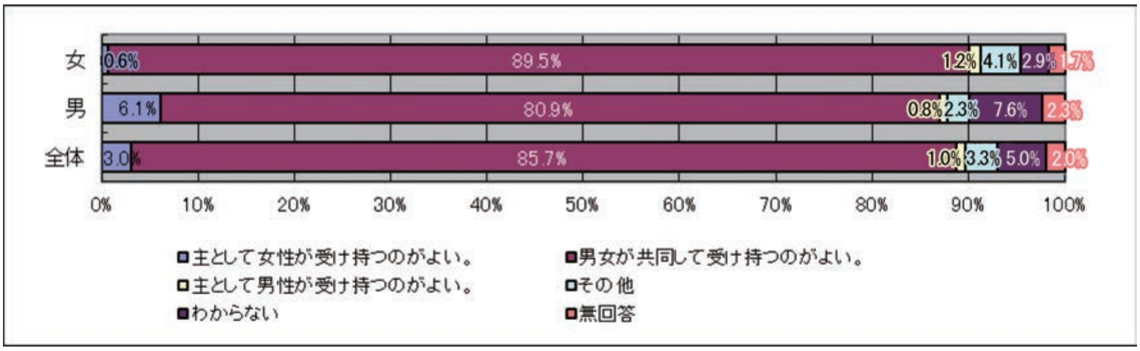

〇グラフ９：誰に介護してもらいたいか　（資料：令和２年町民意識調査）

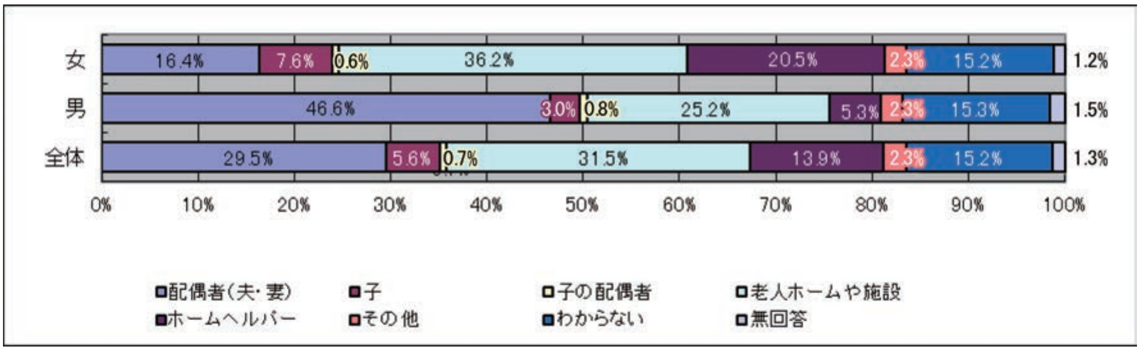

●課題⑦：政策決定の場への女性の登用について（問１５）

議会や各種審議会、委員会などへの女性の登用については、７割以上の人が「増えた方がよい」としており（グラフ１０）、この傾向は年代・男女を問わず同じ傾向にあります。地域や職場、社会においてさらなる女性の参画が課題となっています。

〇グラフ10：政策決定の場への女性の登用　（資料：令和２年町民意識調査）

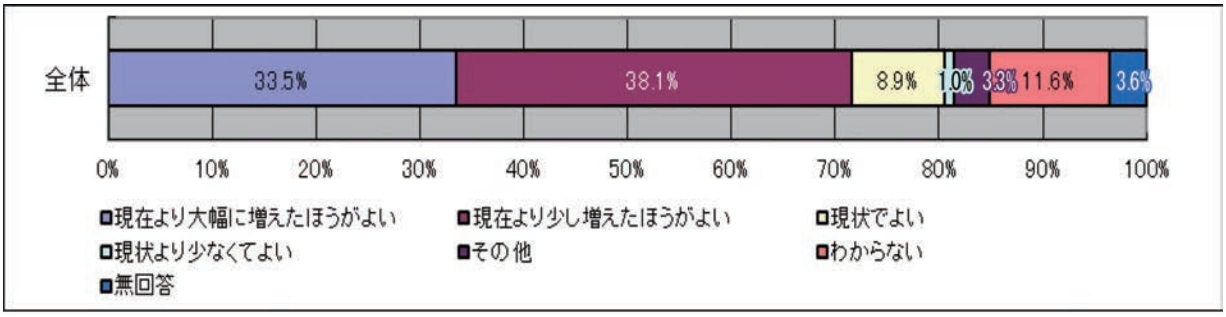

●課題⑧：夫婦間などの暴力について（問１６）

「自分自身や身近な人が暴力を受けている」は 30 代で、「身近な人から相談を受けたことがある」は 40 代で多くみられます（グラフ１１）。引き続き、配偶者などからのＤＶや性暴力、虐待等あらゆる暴力を根絶していく対策が課題となります。

○グラフ11：夫婦間などによる暴力の状況　　（資料：令和 2 年町民意識調査）

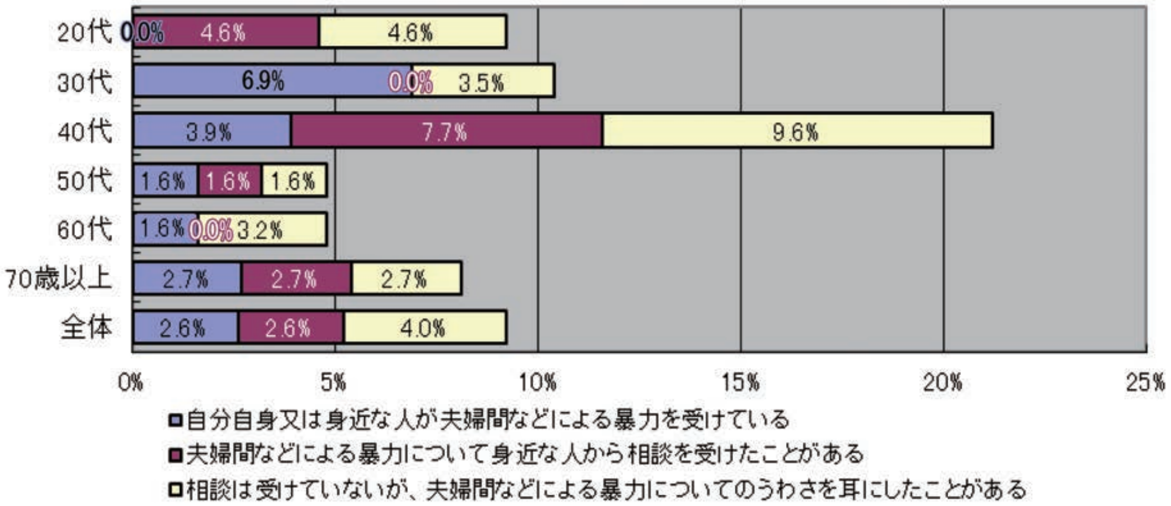

３．第２次計画の検証

町民意識調査と並行して、現行計画の状況について担当部署において評価を行いました。評価は、計画に掲げられている基本目標の達成度について、A・B・C の３段階で行いました。

○表5:第2次計画の達成度　　（達成度…A・80%以上、B・79～21%、C・20%以下）

基本目標		評価	説明
1－1	男女共同参画意識の啓発	B	意識調査結果の問１（「男女共同参画社会」「ジェンダー」という言葉を知っているか）では、それぞれ 4 割の方が知っていると答え、男女共同参画社会は 10%、ジェンダーは 23%増えており認知度が高まってきが、継続した取組が必要である。
1－2	男女共同参画の視点に立った年少期からの教育の促進	A	学校での教育や生涯学習の充実等が主な内容であり実施状況は高いと思われる。しかし、この分野の充実（問 18（1）・施策の重要性）では、重要である、大変重要であるとの答えが多いことから、継続した取組が必要である。
1－3	社会の中での男女共同参画の理解の促進	B	男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための情報提供や学習の充実（問 18（2））でも、重要である、大変重要であるとの答えが多いことから、引き続き様々な場面に応じた男女共同参画の意識啓発を図ることが重要である。
2－1	家庭での男女共同参画の推進	B	男性の家事、育児、介護等への参画の推進（問 14）が主な内容であり、勤務している会社側の理解、子供のころからの教育、仕事と子育てを支援する体制整備が上位であるが、他の項目にも散見していることから、幅広い対応が必要である。
2－2	働く場での男女共同参画の推進	B	男は仕事、女は家庭という性別役割分担意識（問 5）については、好ましくない、反対であるが 7 割を超えていることから、引き続きワーク・ライフ・バランスの実現や女性の自立に向けた取組などが必要である。
2－3	地域での男女共同参画の推進	A	自治区など団体の代表者は男性がなったほうがよい（問 6(2)）については約 5 割がそう思わないと回答しているが、男性の 70%に対し女性が 40%となっており、女性が参画できる体制整備や意識の変革の取組が必要である。
2－4	社会活動での男女共同参画	B	男女が共に生き生きと暮らせる社会づくり（問 19）では、男性がすべきことでは、家事、育児、介護などに積極的に参加する、女性では、自分の考えや行動を自分で決めるなど、精神的に自立する項目の回答が多いことから、講座の開催や情報の提供など継続した取組が必要である。
3－1	ＤＶなど女性に対するあらゆる暴力の根絶	B	被害者が安心して相談できる窓口の充実への回答が 1/4 以上あることから、現在も開設している相談窓口や相談会等について、より一層周知していく必要がある。
3－2	母性の保護と生涯にわたる女性の健康支援	B	性への理解を深めるための情報提供や各種検診の充実による疾病予防と健康増進など、継続した取組が必要である。
3－3	安心して暮らせる環境づくり	A	子育てや高齢者、障がい者、ひとり親家庭などに対し、福祉施策を中心に多くの施策を展開しているが、少子高齢化の中においては、更なる充実を図っていくことが重要である。

・それぞれの目標の中で様々な取り組みを行っていますが、３次計画では施策をどのように結果に結び付けていくかが課題となります。

４．課題解決のための計画の体系

パートナーシップさかき21《坂城町第3次男女共同参画計画》　体系図

方針	基本目標	施策の方向
1　あらゆる分野における女性の参画拡大・性別による偏りの解消	1-1 家庭での男女共同参画	・男性の家事・育児・介護等への参画の促進
	1-2 働く場での男女共同参画	・ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し ・性差別のない雇用環境の整備 ・女性の積極的な登用と女性リーダーの育成
	1-3 地域での男女共同参画	・地域活動における男女共同参画の推進 ・地域課題の解消に向けた女性の積極的な活用・登用
2　安全・安心な暮らしの実現	2-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	・あらゆる暴力を許さない未然防止の環境づくり ・関係機関と連携した被害者への支援体制の整備
	2-2 母性の保護と生涯を通じた女性の健康支援	・性への正しい理解の啓発 ・生涯を通じての女性の健康支援
	2-3 安心して暮らせる環境づくり	・子育て支援体制の整備 ・高齢者が安心して暮らせる環境づくり ・障がい者の社会参加のための支援 ・ひとり親家庭への支援
3　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	3-1 男女双方の意識改革・理解の促進	・固定的性別役割分担の意識改革の推進 ・家庭・地域・職場・学校等における男女共同参画を学ぶ機会の充実
	3-2 男女共同参画の視点に立った地域社会の創出	・男女共同参画の視点に立った防災の取組 ・ＳＤＧｓの達成に向けたパートナーシップの推進 ・デジタル技術の活用等による暮らし方の実現

第３章　取組の方針・目標・施策の展開

取組の方針１：あらゆる分野における女性の参画拡大、性別による偏りの解消

◇基本目標１−１．家庭での男女共同参画

　高齢化社会の進行やテレワークの活用などにより、男性が家庭にいる時間が長くなり、家事に参画する機会が増加することが予想されます。また、育児や介護を抱える世帯では、より積極的に男性が家事等へ参加することにより、男女がともに能力を発揮できる社会の実現を推進します。

　町民意識調査でも、男女がともに生き生きと暮らせる社会をつくるために男性がすべきこととして、「家事・育児・介護などに積極的に参加する。」の割合が一番多く、男性自身の回答でも 25%を占めています（グラフ１２）。また、男性の家事・育児・介護への関わりを進めるために必要なこととして、「会社側の理解」や「子どもの頃からの教育」「仕事と子育ての両立支援体制の整備」といった回答が高い割合を示しました。

　これらを踏まえ、男性を対象とした家事・育児・介護の講座等により、男性の家事などへの参加を積極的に促すとともに、職場への積極的な働きかけや地域の果たす役割など、社会全体で子育てや介護の支援体制を構築していくことが重要です。

〇グラフ12：男女がともに生き生きと暮らせる社会をつくるために男性がすべきこと

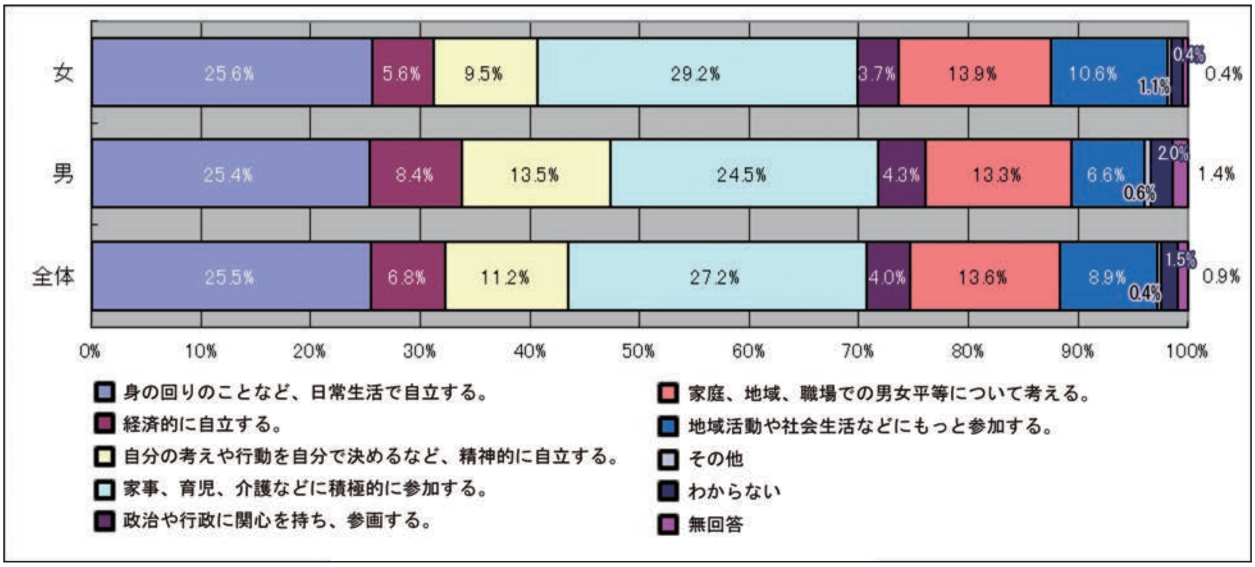

（資料：令和２年町民意識調査）

《施策の方向》

１．男性の家事・育児・介護等への参画の促進

（具体的な施策の展開）　・男性向けの子育てや介護に関する講座や研修会の開催

・子育てや介護等家庭の悩みなどについての相談体制の整備

◇基本目標１−２．働く場での男女共同参画

家庭生活や地域活動などの社会生活において、男女共同参画を推進するためには、男性の働き方や女性の働く環境の見直しが不可欠です。仕事を持つ男性の家事・育児・介護等に係る時間は増加してはいますが、依然として主に女性が担っている状況です（グラフ１３）。

○グラフ13：夫婦の生活時間　（資料：総務省平成 28 年「社会生活基本調査」）

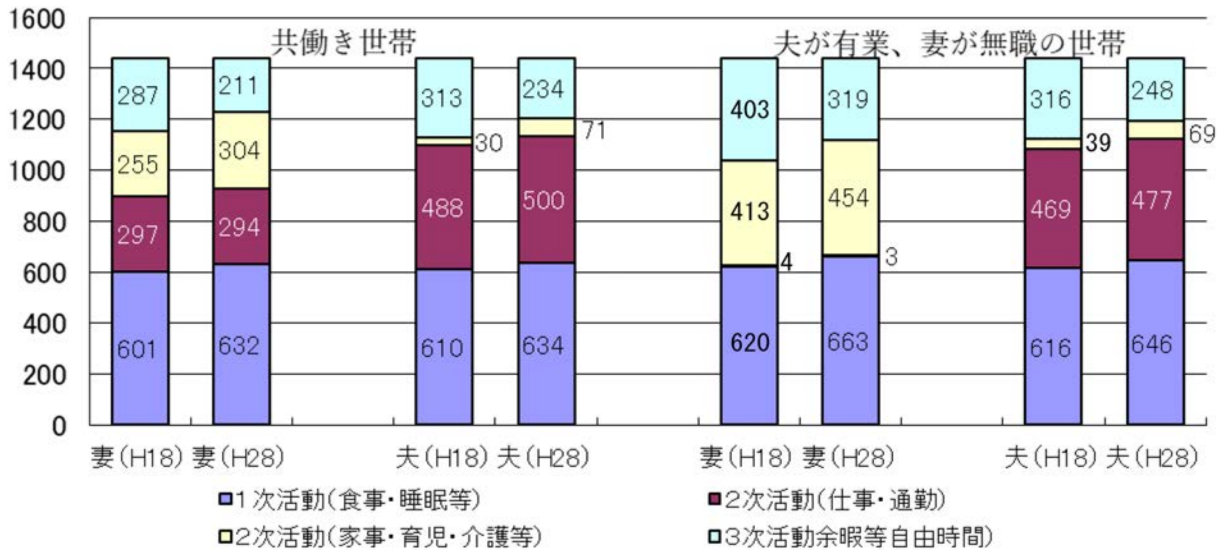

家庭内での女性の負担を軽くするには、男性が積極的に家事などに関わる必要があり、長時間労働の見直しや育児・介護休業の活用などにより仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることが重要です。

課題の検証で示したとおり、子育て世代の女性の常勤率は他の年代に比べても同等でありますが、町民意識調査では、女性が職業を持ち続けることへの障害として「育児休業制度など就労を継続しやすい制度が整っていないこと」と答えた人は約1/4となっています（表４）。また、「職場」における男女の平等感では半数以上の人が「男性優遇」と答えており（グラフ１４）、労働基準法や男女雇用機会均等法など、働く場において法制度を適切に実施していくことが女性の勤続年数の伸長、採用や職域の拡大、管理職への登用など女性の能力発揮の機会の増加を図ることになり、女性の自立を促進することにも結びつきます。

こうした現状を踏まえ、育児や介護の支援施策の充実と女性の再就職支援を促進するとともに、法制度の周知徹底、ワーク・ライフ・バランスは企業にとっても生産性の向上や個々の能力発揮、健康増進にもメリットがあることを啓発するなど、企業側の理解と積極的な取組を促進することが重要です。

農業や商工業などの自営業に就労する女性についても、働きに応じた報酬や適切な労働時間、休日の確保など、就労条件の整備を図る必要があります。また、技術や知識の習得など、女性のスキルアップや能力開発を図ることにより、男女が対等なパートナーとして生きがいをもって働ける環境の整備が重要です。

○グラフ14：職場における男女の平等感　　（資料：令和２年町民意識調査）

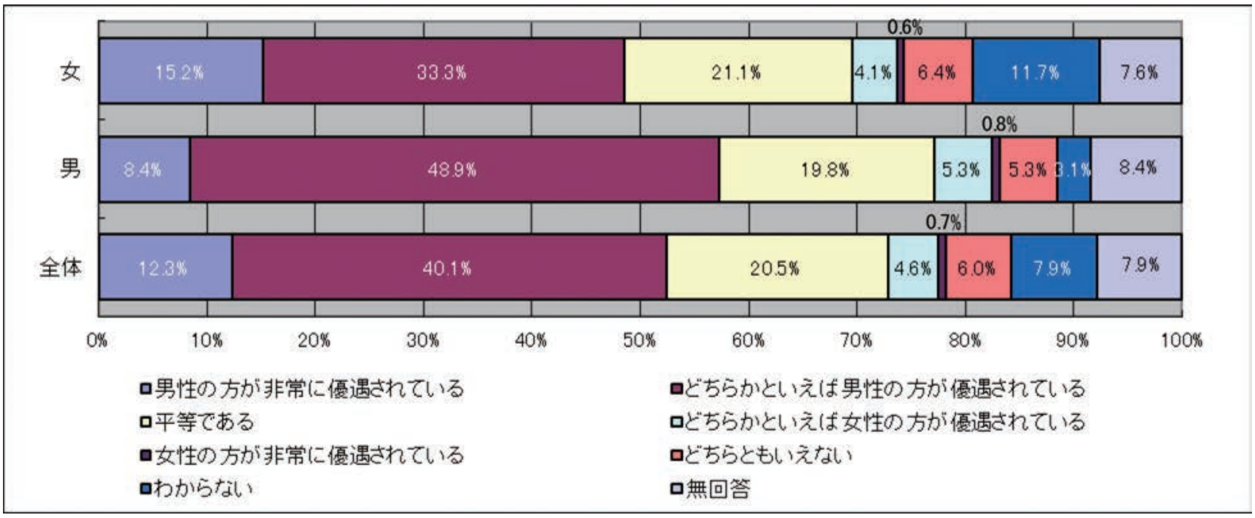

《施策の方向》

１．ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し

（具体的な施策の展開）
・仕事と生活の両立に関する講演会や講習会の充実
・長時間労働など働き方の見直しや働きやすい雇用環境の促進
・働く場での育児や介護に対するサポート体制確立の働きかけ
・フレックスタイム制やテレワークなど多様な働き方の導入の促進

２．性差別のない雇用環境の整備

（具体的な施策の展開）
・男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など、労働関係法令等の周知と徹底の促進
・出産や育児後の女性の職場復帰や再就職への情報提供、講座開設等の支援
・パートなど非正規労働者の待遇改善と正規労働者への転換の促進に向けた啓発
・労働問題、就職に関する相談窓口や能力開発の支援

３．女性の積極的な登用と女性リーダーの育成

（具体的な施策の展開）
・女性の責任ある職への積極的な登用の推進
・女性リーダーを育成するための研修等の充実
・起業に対する支援と人材育成の促進

◇基本目標１－３．地域での男女共同参画

ライフスタイル、価値観の多様化や世帯構成の変化などにより、人間関係や住民相互の希薄化が懸念される現代にあって、地域の果たす役割はより重要になってきます。ひとり暮らし世帯や高齢者世帯との積極的な地域の関わり、子どもの健やかな成長を育むための地域における支援など、より細やかな目配りや気配りが有効であり、課題解決に向けて地域の方針決定の場への女性の積極的な登用を働きかけていくことが重要です。こうした取組が古くからの社会通念や慣習の改善にもつながり、身近な地域で養成された女性リーダーが、地域を超えて社会のリーダーとして政策決定などに関わっていくことも期待されます。

《施策の方向》

１．地域活動における男女共同参画の推進

（具体的な施策の展開）
- 地域活動における固定的性別役割分担意識の払拭や従来からのしきたりの見直しに向けた啓発
- 自治区や地域における男女共同参画活動の働きかけと支援
- 先進地域の事例紹介等情報の提供

２．地域課題の解消に向けた女性の積極的な活用・登用

（具体的な施策の展開）
- 自治区における地域課題と解決に向けた対応の共有化の促進
- 先進自治区における男女共同参画の取組の学習
- 区会議員等、地域の方針決定機関への積極的な女性の登用の推進
- 少子高齢化など今日的課題に果たす地域の役割の啓発

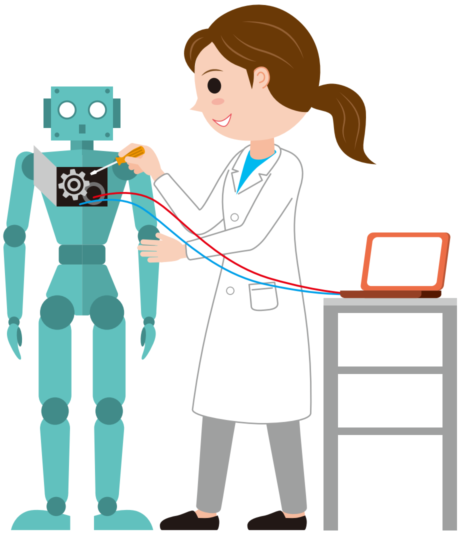

取組の方針２：安全・安心な暮らしの実現

◇基本目標２−１．女性に対するあらゆる暴力の根絶

課題の検証でも示したとおり、『夫婦間などによる暴力』については、10年前の調査と比べ「自分自身又は身近な人が受けている」が増加していますが、「身近な人から相談を受けたことがある」は減少しています。『女性に対する暴力対策としてどのようなことをしたらよいか』を尋ねた町民意識調査では、1/4以上の人が「相談窓口の充実」をあげています（表６）。

あらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、暴力の根絶、暴力を容認しない社会づくりを重要な課題として捉え、職場でのセクシャル・ハラスメントなどを含め、暴力は重大な犯罪であることを改めて認識し、女性に対するあらゆる暴力を根絶するとともに、未然防止に努める必要があります。また、被害者が安心して被害を相談できる体制づくりや支援体制の整備、関係機関との連携による迅速な被害者保護を図ることが重要です。

〇表6：女性に対する暴力対策としてどのようなことをしたらよいか（上位3項目）

項　　　　目	全体	女	男
被害者が安心して相談できる窓口の充実	27.1%	26.2%	28.3%
続けて暴力を受けることのないように被害者が一時的に避難できる場所の整備	14.8%	14.3%	15.5%
被害者の支援をする市民団体と関係機関などの連携強化	12.3%	11.3%	13.7%

（資料：令和２年町民意識調査）

《施策の方向》

１．あらゆる暴力を許さない未然防止の環境づくり

（具体的な施策の展開）
- 女性に対する暴力を許さない社会づくりのための広報と啓発
- 生徒など若年層に対するデートDV等の予防啓発の学習の実施
- 女性に対する暴力の現状の情報提供と危機管理意識の啓発
- セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の対策の啓発と徹底
- 学校、警察等と連携した青少年の非行防止の推進

２．関係機関と連携した被害者への支援体制の整備

（具体的な施策の展開）
- 女性相談員の配置や研修などの相談窓口機能の充実
- 県等関係機関の窓口の周知
- 長野県犯罪被害者支援センターの活用による被害者への総合的支援の推進
- 関係機関との連携による被害者保護の迅速化と拡大防止の推進

◇基本目標２−２．母性の保護と生涯を通じた女性の健康支援

女性に対する暴力行為の背景には、女性に対する人権の軽視があるとされており、幼少期から生涯にわたっての人権尊重の観点に立った正しい性への理解が必要です。

次代へと生命を受け継ぐ母性を尊重し、女性のライフステージに応じた適切な健康支援により、母性の保護を推進することが大切です。また、性別により特有の疾患や健康に影響を及ぼす社会的要因の違いがあることについて、教育・啓発等により理解を深めることが重要です。

《施策の方向》

１．性への正しい理解の啓発

（具体的な施策の展開）
- ・学校等における人権尊重の観点にたった性教育の充実
- ・母親学級や乳幼児健診等を通しての母性の重要性の啓発
- ・性感染症などへの正しい知識と受診の必要性の普及
- ・性への理解を深めるための情報提供

２．生涯を通じて女性の健康支援

（具体的な施策の展開）
- ・各種検診の充実による適切な疾病予防と健康増進の促進
- ・出産や育児など、ライフステージに応じた保健指導、栄養指導、相談体制等の充実
- ・女性の性と生殖に関する健康と権利の啓発
- ・健康づくりに関する講習会等の充実
- ・地域における健康づくりのための教室等の支援
- ・性差に基づく思い込みや社会経済情勢の変化等に起因する自殺の未然防止のための関係機関と連携した相談体制等の充実

◇基本目標２−３．安心して暮らせる環境づくり

働き方の多様化や家族構成の変化に伴い、子育てや介護に対するニーズも多様化しています。町民意識調査では、「地域における子育て支援体制の充実」については 83.5%の人が重要であると回答（グラフ１５）し、介護については 97%の人が何らかの形で社会の支援が必要と回答する（グラフ７）など、子育てや介護には社会や地域の関わりが強く望まれています。

これらの課題の解決には､働き方の見直しや法制度の適切な運用などワーク･ライフ･バランスの推進による男女間の負担の分散を図ることに加え､多様なニーズに対応する保育サービスの充実や子育て支援センター･児童館のいっそうの活用、適正な介護サービスの確保と質の向上などを図るとともに、子育てや介護を地域や社会全体で支えていく仕組みづくりの検討も必要です。

○グラフ15：男女共同参画社会を実現していくための施策の重要性　（資料：令和２年町民意識調査）

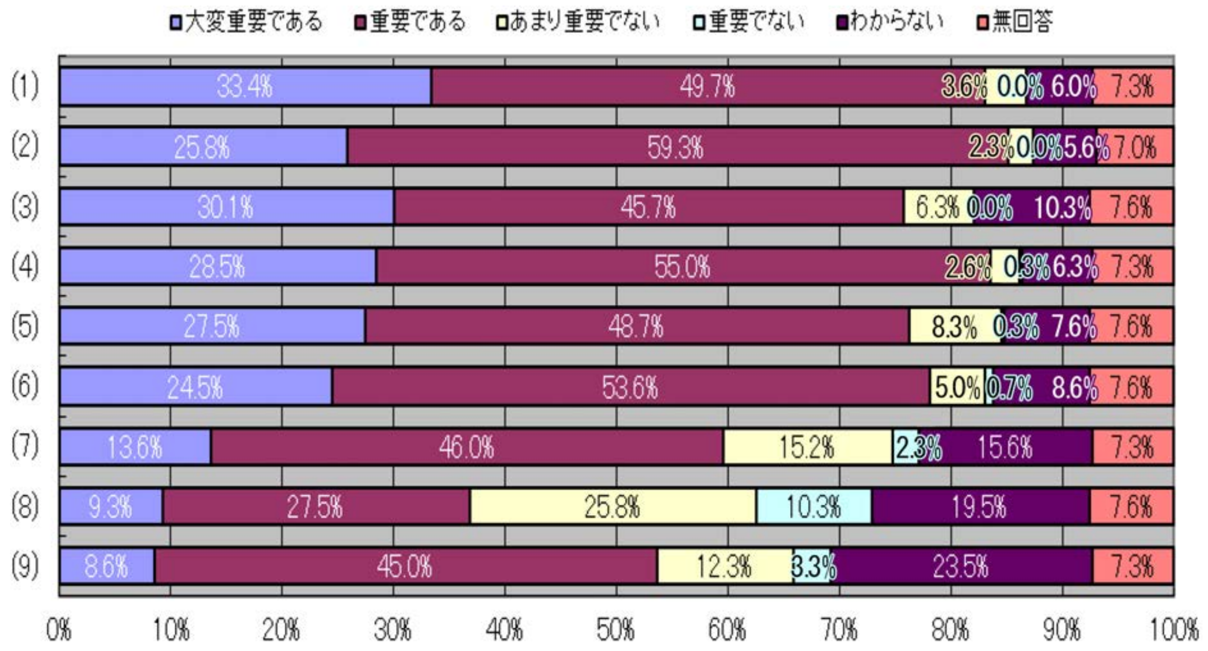

(1) 男女平等とお互いの性について理解する学校教育の充実
(2) 男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための情報提供や学習の充実
(3) 職場における管理職への研修等の充実
(4) 地域における子育て支援体制の充実
(5) 労働時間の短縮など、男女が家事を分担できる条件整備
(6) 再雇用制度の確立や女性の再就職のための研修等の充実
(7) 女性の社会活動・政治等への参画促進を図るための研修等の充実
(8) 「女性委員の割合は何％以上」といった、女性の参画を計画的に促進するための目標値の設定
(9) 町民・学識経験者等により自主的に組織される男女共同参画を推進する機関の充実・育成

高齢者の生きがいや健康づくり、就業機会の確保等により健康を保持し、介護を必要とする人（表７）を一人でも減少させることが、家族への負担軽減にもつながります。健康づくりの取組と合わせ、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の生活課題等を解決するため、身近な地域との連携を推進していくことも重要です。

○表7：要介護・要支援認定者状況　（資料：町統計書）

年次	要支援	うち1 うち2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
H27	127	48 79	147	112	99	125	85	695
28	140	66 74	164	94	109	105	104	716
29	150	73 77	150	100	114	122	94	730
30	174	90 84	163	99	103	132	96	767
R1	177	94 83	161	106	85	142	101	772

障害のある方への支援も大切です。障がい者のニーズに対応した生活・就業支援、相談体制の充実や、障がい者自らが力を発揮できる場づくりなどの自立支援により、社会や地域のことにも積極的に関わる環境を整備することも重要です。

また、ひとり親家庭では、子育てと生計を一人で担うため、生活の安定と経済的自立への支援も重要となることから、相談支援体制の強化と就労支援の充実を図ることが必要です。

《施策の方向》

１．子育て支援体制の整備

（具体的な施策の展開）
・ワーク・ライフ・バランスの推進による男性の子育てへの参画推進
・核家族化の進行や働く女性の増加など、多様な保育ニーズに応じるための体制整備
・子育て世代包括支援センター（保健センター）と子育て支援センターを中心とした相談支援、情報提供の充実
・児童館における子育て支援サービスの充実

２．高齢者が安心して暮らせる環境づくり

（具体的な施策の展開）
・高齢者の社会参加の促進と生きがいづくり活動の推進
・医療と介護の連携体制の強化及び相談・調整等の支援機能の充実
・対象者一人ひとりにあった介護予防・生活支援サービスの推進
・ひとり暮らし高齢者の見守りや買い物・移動等、地域連携による課題解決の検討と推進

３．障がい者の社会参加のための支援

（具体的な施策の展開）
・町民、企業等に対する障がい者理解への啓発
・ホームヘルプサービスや日中一時支援など在宅福祉サービスの充実
・障がい者のニーズに応じた生活支援、就業支援、相談体制の整備
・公共施設等のバリアフリー化など障がい者が利用しやすい施設整備の促進

４．ひとり親家庭への支援

（具体的な施策の展開）
・職業紹介等の就業支援による自立の推進
・子育てや生活への支援
・関係機関との連携・協働による相談支援体制の強化

取組の方針３：人権尊重と安心を基調とする男女共同参画の環境づくり

◇基本目標３－１．男女双方の意識改革・理解の促進

課題③でも示したとおり、性別による固定的性別役割分担への意識は改善されてきていますが、年代が上がると未だに根強く残っている状況です。「女だから…」「男だから…」という性別による固定観念や偏見を一人ひとりが取り除いていくことが、男女が互いに社会の対等な構成員としてあらゆる分野で個々の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて重要です。

町民意識調査でも、「女性をとりまく様々な偏見や固定的な社会通念・習慣・しきたりを改める」「子どものときから平等意識を育てる」「男性自身の意識を改める」といった項目が、男女が平等な立場で協力し合っていくために大切なこととして高い割合を示しました（グラフ１６）。

固定的性別役割分担意識を改めるため、家庭や地域、職場、学校などあらゆる場において男女共同参画を学ぶ機会を充実させるとともに、男性の家事・育児等への主体的な取組の推進などにより、男女双方の意識改革・理解促進を図ることが大切です。

○グラフ16：男女が平等な立場で協力し合っていくために大切なこと

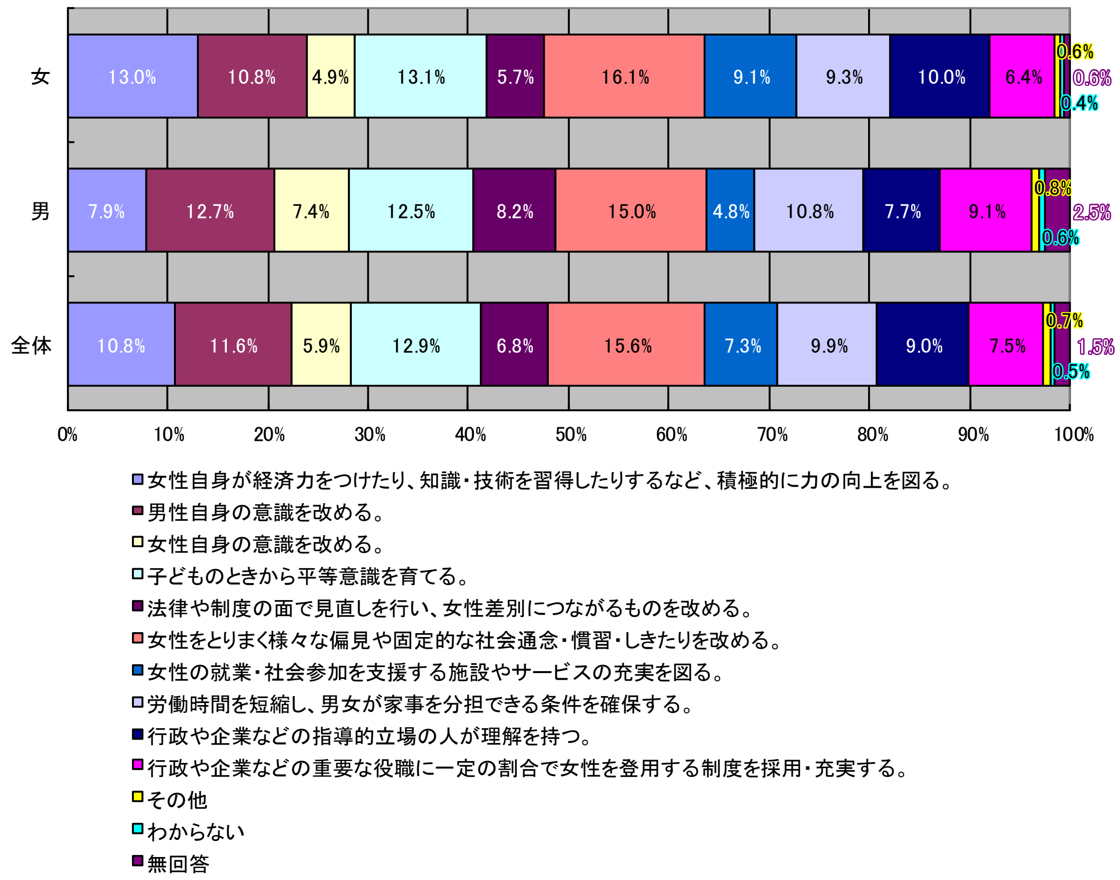

（資料：令和２年町民意識調査）

《施策の方向》

1．固定的性別役割分担の意識改革の推進

（具体的な施策の展開）
- ・あらゆる世代における固定的性別役割分担意識の払拭と意識改革に向けた広報・啓発活動の推進
- ・男女共同参画に関する啓発事業など、関係機関・団体等と連携した情報の発信
- ・女性団体連絡会や坂城男女共同みんなの会への活動支援

2．家庭・地域・職場・学校等における男女共同参画を学ぶ機会の充実

（具体的な施策の展開）
- ・男女平等を基本とした啓発活動の推進
- ・男女共同参画に関する講演会等の開催による意識啓発
- ・男女共同参画を学ぶ企業内研修などの取組の推進
- ・男女が互いに助け合う必要性を学ぶ学校生活の推進

◇基本目標３－２．男女共同参画の視点に立った地域社会の創出

世界経済フォーラムが公表した世界各国の男女格差を現した「ジェンダーギャップ指数 2020」では、日本の順位は１５３か国中１２１位と過去最低となり、依然として男女格差が大きな課題となっています。

家庭や社会における男女格差を解消し、性別にかかわらず個性と能力が発揮され、ともに活躍できる社会を目指し、男女共同参画意識の普及や仕事と子育て、介護など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりが重要です。

《施策の方向》

1．男女共同参画の視点に立った防災の取組

（具体的な施策の展開）
- ・男女共同参画の視点を取り入れた各種防災訓練や研修等の推進
- ・防災などの政策決定過程や地域活動に女性の視点を取り入れることの重要性についての普及啓発

2．ＳＤＧｓの達成に向けたパートナーシップの推進

（具体的な施策の展開）
- ・ＳＤＧｓの達成に向けた誰一人取り残さない男女共同参画の推進
- ・一人ひとりが協力して持続可能な社会の実現に向けた学びの機会の創出や啓発

3．デジタル技術の活用等による暮らし方の実現

（具体的な施策の展開）
- ・結婚やパートナーの転勤などによる転居等で離職する者が少なくなるよう、テレワークなど制度の見直し等の推進
- ・新しい生活様式に対応した暮らしや多様で柔軟な働き方等が可能となるようデジタル変革（ＤＸ）の推進

第４章　計画推進のために

男女共同参画社会を実現するためには、家庭・職場・地域における男女共同参画の必要性を一人ひとりが認識し、行動していくことが重要です。

このため、町民、企業、地域と行政が協働して課題の解決と施策の推進に努めていきます。

また、男女共同参画の実現を目指す町内の団体の活動支援を通して、男女共同参画の裾野の拡大を促進するとともに、関係機関等とも連携して効率的な施策の展開を図っていきます。

１．町民、企業、地域との協働

男女共同参画社会の実現のため、町民、企業、地域と課題を共有し、協働のもとに課題解決のための施策の展開に努めます。

２．団体への支援と活動の促進

女性の地位向上等を目指す「女性団体連絡会」や自主的な活動組織として設立された「坂城男女共同みんなの会」の活動を通じて、一人でも多くの町民が男女共同参画への理解を深め、家庭・職場・地域などでの行動につながるよう支援をしていきます。

３．男女共同参画センターの活用

男女共同参画推進の拠点として、男女共同参画センターの一層の活用を図ります。

４．庁内推進の体制と積極的な取組

計画の総合的かつ効率的に推進していくため、関係課・機関との日常的な連携を図るとともに、女性の登用や積極的な育児・介護休暇の活用など、男女共同参画社会の実現に向け、率先して取り組んでいきます。

５．関係機関との連携

この計画を推進するために、県、県男女共同参画センター、他市町村等、関係するあらゆる機関との連携を図り、効率的な施策の実施に努めます。

第３次坂城町男女共同参画計画策定懇話会　委員名簿

（敬称略・50 音順）

氏　名	役　職　等	備　考
浅　野　賢　一	坂城男女共同みんなの会 会長	座長
岩　井　博　光	区長会　会長	令和 2 年 12 月まで
佐　藤　あさい	女性専門相談員	
関　戸　啓　司	坂城町商工会 会長	
滝　沢　幸　映	議会総務産業常任委員長	
竹　内　琴　美	子育て支援センター 所長	
竹　中　　　譲	坂城町ＰＴＡ連合会 会長	
田　原　茂　樹	人権擁護委員	
塚　田　　　明	民生児童委員会 会長	
西　澤　豊　子	女性団体連絡会 会長	
前　沢　栄　子	主婦	
水　出　康　成	区長会 会長	令和 3 年 1 月から

事務局：企画政策課

職　名	氏　名
課　長	臼　井　洋　一
人権・男女共生係長	宮　下　雅　敏
人権・男女共生係主幹	塚　田　幸　子

パートナーシップさかき21

第3次坂城町男女共同参画計画

令和3年3月発行

編集発行　坂城町企画政策課
印　　刷　滝沢印刷合同会社

男女共同参画

　このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。平成 21 年に男女共同参画社会基本法制定 10 周年を迎えるにあたり、内閣府男女共同参画局により作成され、12 年の時を経て、男女共同参画の取組をさらに加速するよう、令和３年、シンボルマークのリニューアルを実施しました。